

上 場 会 社 各 位

株式会社 名古屋証券取引所

「会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直し」に関する

パブリックコメントの募集について

拝啓 貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また平素は会社情報の適時開示にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

ご高尚のとおり、重要な会社情報の適時適切な開示は、上場有価証券の公正な価格形成及び円滑な流通を確保するうえで不可欠であり、投資者の証券市場に対する信頼の根幹を成すものです。

しかしながら、先般来、会社情報の開示が適切に行われず、多くの投資者の信頼を損なうような事例が相次いで判明し、上場会社並びに証券市場に寄せられる社会的な信頼の失墜を招きかねない事態が生じています。

そこで、上場会社が投資者への適時適切な会社情報の開示に真摯な姿勢で取り組む旨を宣誓する規定を設けるほか、現行、上場した時期によってその親会社等（非上場）に関する情報開示に差が生じる制度となっている点を見直すなど、市場に対する投資者の信頼の維持・向上を図る観点から、上場管理制度全般にわたり、見直しを行うことといたします。

つきましては、その概要（別紙）について、パブリックコメントの募集を行うことといたしましたので、ご案内申し上げます。

上場会社の皆様方におかれましては、今回の会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しの趣旨にご理解を賜り、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

【本件に関するお問合せ先】

株式会社名古屋証券取引所 自主規制グループ 上場監理担当

TEL：052-262-3174 FAX：052-264-4702 E-mail：syoken@nse.or.jp

別紙

会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しについて

平成16年12月22日

株式会社名古屋証券取引所

趣 旨

重要な会社情報の適時適切な開示は、上場有価証券の公正な価格形成及び円滑な流通を確保するうえで不可欠であり、投資者の証券市場に対する信頼の根幹を成すものです。しかしながら、先般来、会社情報の開示が適切に行われず、多くの投資者の信頼を損なうような事例が相次いで判明し、上場会社並びに証券市場に寄せられる社会的な信頼の失墜を招きかねない事態が生じています。

そこで、上場会社が投資者への適時適切な会社情報の開示に真摯な姿勢で取り組む旨を宣誓する規定を設けるほか、現行、上場した時期によってその親会社等（非上場）に関する情報開示に差が生じる制度となっている点を見直すなど、市場に対する投資者の信頼の維持・向上を図る観点から、上場管理制度全般にわたり、見直しを行うこととします。

概 要

項 目	内 容	備 考
1. 開示書類等の信頼向上		
上場会社の誠実な業務遂行に関する基本理念	・ 当取引所の規則において、「上場会社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない」旨を定めることとします。	
適時適切な情報開示に関する宣誓	・ 上場会社は、会社情報の投資者への適時適切な提供等について真摯な姿勢で臨む旨を宣誓するものとします。	・ 具体的には、代表取締役若しくは代表執行役が異動したとき又は前回の宣誓から5年間経過した際に宣誓書を提出するものとします。 ・ 宣誓事項について重大な違反を行った場合には、上場契約違反等に係る上場廃止基準の対象となります。
有価証券報告書等の適正性に関する	・ 上場会社に対し、「有価証券報告書等（有価証券報告書及び半期報告書をいう。）の記載内容の適正性に関する	・ 「有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する確認書」とは、有価証券報告書等の提出者の代表者が、その提出

項 目	内 容	備 考
	する会社の情報についても開示を求めることとします。 ・なお、親会社等との事業上の関連が希薄であり、かつ、上場会社が親会社等の情報を把握することが困難であると当取引所が認める場合は開示対象から除くこととします。（市場第一部・第二部及びセントレックス上場会社について同様とします。） ・親会社等を有する上場会社は、決算内容の開示を行う際に、親会社等との関係に係る情報を開示することとします。	・具体的には、親会社等の持株比率及び当該親会社等との取引の開示を適時開示規則において求めることとします。
3．少数特定者持株数に係る基準	・少数特定者持株数に係る一部指定基準及び上場廃止基準においては、当分の間、これらの基準を緩和することとしますが、この取扱いを廃止することとします。 ・これにより、少数特定者持株数に係る基準の具体的な水準は次のとおりとなります。 （一部指定基準） ・直前事業年度の末日等において上場株式数の70%以下（上場廃止基準） ・上場株式数の80%を超えている場合において1年以内に80%以下とならない場合	・現行は、少数特定者持株数に係る基準について次のとおり緩和措置を設けています。 （一部指定基準） ・上場株式数が10万単位以上18万単位未満の場合は「上場株式数の92.5%に当たる株式数から22,500単位を減じて得た数」、上場株式数が18万単位以上の場合は「上場株式数の80%以下」 （上場廃止基準） ・上場株式数の90%を超えている場合 ・上場会社等への影響を踏まえ、実施時期について以下の経過措置を設けることとします。 ・一部指定基準…施行日以後最初に開始する事業年度を直前事業年度とする一部指定申請会社から適用します。（3月決算会社の場合、18年3月期を直前事業年度とする会社から適用） ・上場廃止基準…改正規則の施行日以後最初に開始する事業年度の翌事業年度の末日時点で該当する会社から適用します。（3月決算会社の場合、18年3月末に猶予期間に入り、19年3月末までに改善されない場合に上場廃止）

項 目	内 容	備 考
4．財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し	・財務諸表等（財務諸表、連結財務諸表、中間財務諸表及び中間連結財務諸表をいう。）の虚偽記載に係る上場廃止基準において、現行では、財務諸表等に「虚偽記載」を行った場合のみを対象としています。が、有価証券報告書等（有価証券報告書、半期報告書、有価証券届出書、発行登録書、発行登録追補書類及びこれらの添付・参照書類をいう。）のうち財務諸表等以外の部分に「虚偽記載」を行った場合にも上場廃止の対象とすることとします。	・「虚偽記載」とは、有価証券報告書等について、内閣総理大臣等から訂正命令を受けた場合、内閣総理大臣等若しくは証券取引等監視委員会により告発が行われた場合、又は訂正報告書等を提出した場合であって、訂正内容が重要である場合をいうものとします。 ・上場審査基準においても同様の手当てを行います。
5．株式事務代行機関の設置	・株式事務を代行機関に委託することを全上場会社（信託銀行等を除く）に求め、上場後に当該委託をしないこととしたときは上場を廃止することとします。	・株式事務代行機関の設置には定款変更が必要となることを踏まえ、所要の経過措置を設けます。
6．コーポレート・ガバナンスの充実に向けた啓蒙	・上場会社のコーポレート・ガバナンスの充実に向け、当取引所は、コーポレート・ガバナンスに関する啓蒙に努めていきます。	

．実施時期

平成17年2月初旬を目途に実施します。

以 上